

(重要) 排水設備等計画確認についての注意事項

※令和3年4月1日から、各申請や届の押印は廃止しました。

1	<p>排水設備等の新設等を行おうとする者は、工事着手前にその計画について申請書を提出し、町長の確認(注記1)を受けなければなりません。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様です。</p> <p>(注記1) 確認とは、法律事実又は法律関係の存否を認定することを言い、公の機関が法律事実又は法律関係の存否についての判断を表示するものです。</p>
2	<p>排水設備の設計や工事は、「排水設備指定工事店」でなければ行えないことになっています。</p> <p>「排水設備指定工事店」は下水道の目的を達成するために大きな役割を担っており、その責任を強く自覚し、丸投げ、名義貸し、事前着工などが無いようしなければなりません。</p>
3	<p>下水道法、その他の法令、例規等を遵守してください。</p>
4	<p>排水設備等計画確認申請及び法令に基づく諸手続きや、排水設備等工事施工に関して、申請される方が指定工事店に委任されていなければなりません。</p>
5	<p>排水設備の設置に関しては、利害関係者の承諾を得てから届け出ること。</p> <p>本件工事及び本件排水設備に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、申請者が一切を解決してください。</p> <p>条例の規定に基づいて提出される排水設備等の計画の確認は、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令並びに条例の規定に適合しているものであることについて、町長が確認するものであって、私法上の土地利用又は賃貸借等の権利関係まで立ち入るものではありません。</p> <p>したがって、土地利用等の私法上の権利等は、すべて申請者の責任において処理されなければなりません。</p> <p>確認申請にあたっては、このような権利等についても慎重に事前調査し、紛争などが生じないよう十分留意してください。</p>
6	<p>排水設備を共同で使用する場合は、代表者を定めて、代表者名で届け出てください。</p>
7	<p>除害施設、特定事業場、区域外流入、ディスプレイシステムほか、不明な点については、直接窓口へご相談くださるようお願いいたします。</p>
8	<p>計画を変更又は中止する場合には、下水道事業に速やかに連絡してください。</p>
9	<p>工事等が完成したときは、完成日から5日以内に届け出て速やかに検査を受けてください。</p>

〒470-2192

知多郡東浦町緒川政所20

東浦町建設部上下水道課下水道工務係 排水設備担当

TEL 0562-83-3111 (内134)

MAIL:suido@town.aichi-higashiura.lg.jp 《組織》